川崎町 子どもの未来応援計画





すべての子どもが健やかに育ち、 夢に向かって羽ばたけるまちをめざして





令和2年3月 川崎町

はじめに

これからの川崎町を担っていくのは、今を生きる子どもたちです。

「子どもは地域の宝です」その子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右され、経済的困難な状況が世代を超えて連鎖するといった「子どもの貧困」が社会問題になっています。

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、6人に1人の子どもが普通の生活水準の半分以下の所得水準での生活を余儀なくされています。



この「子どもの貧困」は、子どもたちの可能性におおきな影響を与えるものです。

将来の夢や希望を持って、子どもたちが自らの力で未来を切り開くことができる社会を 実現するための取り組みを行うことが必要です。

子どもの貧困対策を総合的・計画的に推進するため「川崎町子どもの未来応援計画」を 策定いたしました。

本計画を策定するにあたり、生活実態調査を子ども・子どもの保護者に実施し、調査の 分析結果、統計データ等を基に「川崎町子ども・子育て会議」において多くのご意見・ご 提案をいただき熱心にご審議いただきました。

本計画の基本理念を「すべての子どもが健やかに育ち、夢に向かって羽ばたけるまちをめざして」としました。

審議していただく中で見えてきた課題を、四つの柱に整理し、教育支援、生活支援、就 労支援、経済的支援として、子どもの貧困対策に取り組んでまいります。

今後とも皆様方のより一層のご理解とご協力を、賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました「川崎町子ども・子育て会議」の皆様、生活実態調査にご協力いただきました皆様及び関係者の方々に、 心からお礼申し上げます。

令和2年3月

川崎町長 原口 正弘

目 次

第	1章		計画	の策	定に	あた	_つ	C						 	1
	1	計画	前 策定	の背景	<u>.</u>									 	
	2	計画	策定	の趣旨	j									 	
	3	計画	面の位置	置付け	t									 	4
	4	計画	画の期	間と対	像		• • • •		• • • •				• • • • •	 	
第	2章	Ē,	崎	町の	子ど	ŧ٤	家原	莲の	状汤	ļ 				 	5
	1	統計	ナデー	タから	みえる	る子と	ぎもと	家庭	の状況	兄				 	(
	2	子と	ぎもの	生活実	態調了	査から	っみえ	.る子	ども。	ヒ家庭	の状	況		 	12
	3	川鸠	寄町の 🦠	貧困対	策に国	取り組	む上	での	課題					 	29
第	3章	Ēį	計画	の基	本理	念、	基本	本目	標					 	32
	1	基本	理念											 	33
	2														34
	3	施第	ぎの体:	系					• • • •				• • • • •	 	36
第	4章	Ē j	施策	の展	開									 	37
	柱	Ι	教育	支援.										 	38
	柱	Π	生活	支援.										 	4
	柱	${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	就労	支援.										 	44
	柱	IV	経済	的支援	<u>क</u>									 	4
第	5章	Ē	計画の	の推	進									 	48
	1	計画	面の進	步管理	1									 	49
	2	計画	iiの推i	隹											49

参考資	資料	50
1	川崎町子ども・子育て会議条例	51
2	川崎町子ども・子育て会議 委員名簿	53
3	川崎町子どもの未来応援計画策定部会 委員名簿	54
4	計画策定経過	55
5	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)	56
6	相談先一覧	60

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

国民生活基礎調査によると、平成28年の子どもの*相対的貧困率は13.9%と平成24年の16.3%に比べて減少しているものの依然高い水準となっています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上の世帯に比べて相対的貧

困率が高くなっています。



また、子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあるなかで、ひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。

家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来 の夢が断たれたり、進路の選択肢が狭まることのな いように、教育、生活面、親の就労など、様々な支援 が求められています。

国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を図るため、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、同法を踏まえ、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「子供の貧困大綱」という。)を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

また、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、子どもの貧困対策の推進に加え、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されています。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされています。

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境にとって左右されることのない社会の実現を目指し、必要な環境整備を図るとともに、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進と子どもの貧困の解消に取り組むことが必要となっています。

※相対的貧困率とは、ある国や地域の大多数よりも貧しい相対的貧困者の全人口に占める割合のこと。単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であるため、日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。一方で、絶対的貧困率とは、必要最低限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない絶対貧困者が、その国や地域の全人口に占める割合のこと。

福岡県においては、「子供の貧困大綱」を踏まえ、平成28年3月に、「すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業に就くことで、地域社会を支える一員として活躍できる福岡県」を目指して、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

計画においては、「教育支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」を柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を推進しています。

2 計画策定の趣旨

川崎町は、石炭産業最盛期の1955年をピークに、社会減、自然減が続き、人口減少が進行しており、特に若い世代の流出が顕著となっています。そのような中、平成28年3月に策定された「まち・ひと・しごと創生 川崎町総合戦略」では、若い世代が出産や子育てに希望をもてる地域づくりに重点的に取り組んでいます。また、次世代を担う社会の宝である子どもたちが健やかに成長できるよう取り組みを進めています。

平成29年12月には、将来にわたって子どもの権利及び子どもの健やかな成長が保障されることを目的として「川崎町子どもの権利条例」を制定し、子ども・子育てにやさしいまちづくりの推進や子どもの権利を保障するための支援の仕組み、権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めています。

川崎町では、生活保護世帯が全国、福岡県に比べて高く、近年不登校児童の増加も問題となっており、日常生活に困難を抱える子どもが多いことが指摘されています。今回実施した子どもの生活実態調査においても、生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係しています。

今般の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」 を踏まえ、川崎町の子どもの生活に関する実態調査を踏まえ、川崎町に住むすべての 子どもの夢と育ちを応援するため、計画を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第6次川崎町総合計画」との整合性を図り、さらに「第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画」など子どもの貧困対策に関連する各分野の個別計画との連携・整合を図ります。

4 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

本計画の対象は、原則として妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。

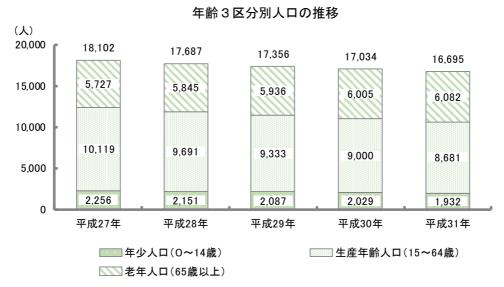
第2章 川崎町の子どもと 家庭の状況

1 統計データからみえる子どもと家庭の状況

(1) 人口の状況・・・・・

① 年齢3区分別人口の推移

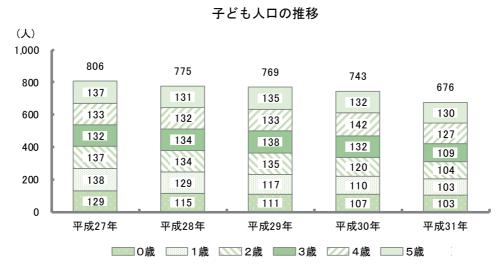
川崎町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で16,695人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

② 年齢別就学前児童数の推移

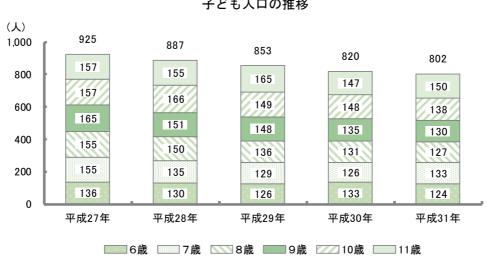
川崎町の〇歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年で 676人となっています。



資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

③ 年齢別就学児童数の推移

川崎町の6歳から 11 歳の子ども人口は平成 27 年以降減少しており、平成 31 年 で802人となっています。



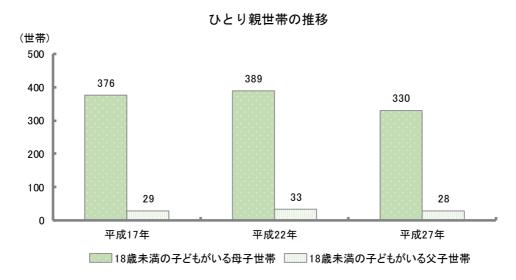
子ども人口の推移

資料:住民基本台帳(各年3月31日現在)

(2) 世帯の状況・・・・・・

① ひとり親世帯の推移

川崎町の 18 歳未満の子どもがいる母子世帯は平成 17 年から増減し、平成 27 年で 330 世帯となっています。また、18 歳未満の子どもがいる父子世帯は横ばいで推移しています。



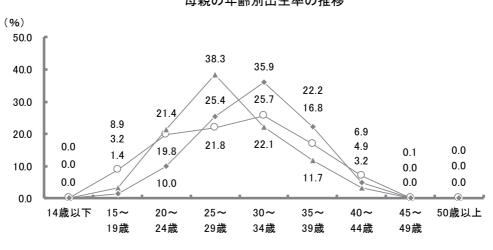
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 出生の状況・・・・・・

① 母親の年齢(5歳階級)別出生率(県比較)

--○- 平成29年(川崎町)

川崎町の母の年齢(5歳階級)別出生率をみると、県と比較すると、川崎町の出産年齢が低くなっています。



母親の年齢別出生率の推移

資料:厚生労働省 人口動態統計

-▲- 平成20年(川崎町) -◆- 平成29年(福岡県)

(4) その他の状況 • • • • •

① 児童虐待通報件数の推移

川崎町の児童虐待通報件数は減少傾向となっていますが、平成30年度で3件となっています。

児童虐待通報件数

資料:町の統計(各年度末日現在)

② 児童扶養手当受給者数の推移

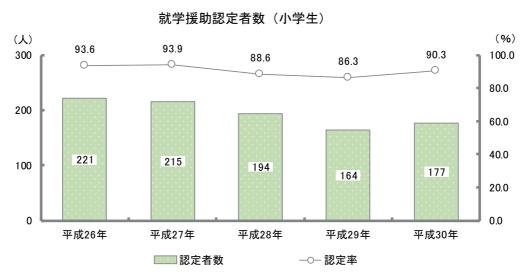
川崎町の児童扶養手当受給者数は年々減少しており、平成 30 年で受給者数が 489 人となっています。また、受給対象児童数は増減を繰り返し、平成 30 年で 832 人となっています。



資料:町の統計(各年8月31日現在)

③ 就学援助認定者数(小学生)の推移

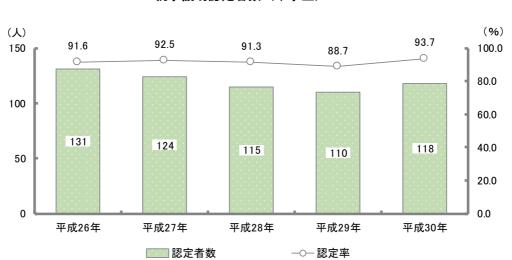
川崎町の小学生における就学援助認定者数・認定率は平成 29 年までは減少していましたが、平成 30 年に増加し、認定者数が 177 人、認定率が 90.3%となっています。



資料:町の統計(各年3月31日現在)

④ 就学援助認定者数(中学生)の推移

川崎町の中学生における就学援助認定者数・認定率は平成 29 年までは減少していましたが、平成 30 年に増加し、認定者数が 118 人、認定率が 93.7%となっています。

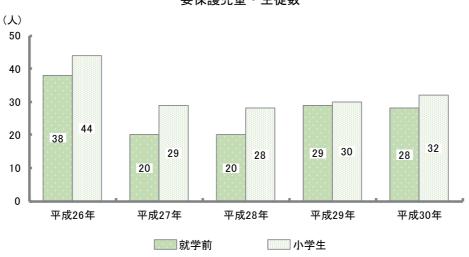


就学援助認定者数 (中学生)

資料:町の統計(各年3月31日現在)

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

川崎町の要保護児童数・生徒数は、平成 30 年で要保護児童数が 28 人、生徒数が 32 人となっており、どちらも平成 26 年から約3割減少しています。

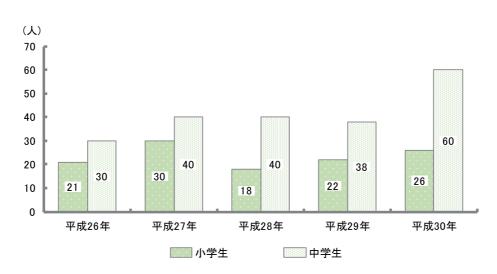


要保護児童・生徒数

資料:町の統計(各年3月31日現在)

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

川崎町の不登校児童・生徒数は、平成 30 年で小学生が 26 人、中学生が 60 人となっており、特に平成 30 年に中学生が大きく増加しています。



不登校児童・生徒数

資料:町の統計(各年3月31日現在)

2 子どもの生活実態調査からみえる子どもと家庭の状況

川崎町における子どもの実態を明らかにするために、アンケート方式による生活実 態調査を行いました。

(1) 子どもの生活に関する実態調査の概要 • • • • • •

① 調査の目的

子育て中の保護者の方や子どもの生活等の状況を聞き、より良い川崎町の子育 て支援につなげていくために調査を実施しました。

② 調査対象

川崎町在住の小学5年生、中学2年生の児童生徒とその保護者

③ 調査期間

平成31年1月25日から平成31年2月8日

④ 調査手法

郵送及び学校経由による配布・回収

⑤ 回収状況

		配 布 数	有効回答数	有効回答率
小学生	保護者	155 通	133 通	85.8%
小子生	子ども	155 通	133 通	85.8%
由学 4	保護者	142 通	118 通	83.1%
中学生	子ども	142 通	118 通	83.1%

(2) 子どもの貧困の定義『相対的貧困=困難な状況にある家庭』

子どもが経済的に困難な状況に置かれているかについては、世帯の収入の状況のほか、具体的に生活上の困難状況が生じているかどうかで把握することが重要です。日常的に生活の場面で課題が発生している家庭や、経済的な理由で子どもの所有物が限られている家庭においても、生活困難の度合いがより高いと考えられます。

川崎町では、経済的な困難な状況に置かれている家庭だけでなく、日常的に生活の場面で困難を抱えている世帯や子どもを、子どもの貧困の定義に加えました。

生活実態調査では、アンケートの結果を基に、以下の3つの要素に着目し、これらのうち、いずれか1つ以上に該当する場合を「生活困難世帯」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難世帯」と分類し、生活困難世帯の状況について整理しました。

要素 1: <u>家庭からみた生活の困難</u>: 急な出費で家計のやりくりができない 経験、債務が返済できない経験、ライフラインが止められた経験 が1つ以上あると回答した世帯

要素 2: 子どもからみた生活の困難:所有物に関する14項目*に関して、 経済的な理由で与えられていないとする項目が7つ以上あると回答した世帯

※ 14項目として、本(学校の教科書やマンガはのぞく)、マンガ・雑誌、子ども部屋(ひとり部屋やきょうだいといっしょに使っている部屋など)、インターネットにつながるパソコン、運動用具(ボール・ラケットなど)、ゲーム機、自転車、テレビ、携帯電話、スマートフォン・タブレット機器(通話等アプリ(ライン)やツイッター、フェイスブックなどできるもの)、化粧品・アクセサリー、習い事などの道具(ピアノなど)、自分で選んだ服、キャラクターグッズがある

要素 3: 世帯収入からみた困難: 公的年金や社会保障給付を含めた世帯の 総収入額が一定水準 122 万円(平成 28 年度国民生活基礎調査よ り)未満とみなされる世帯

(3) 実態調査の主な結果・・・・・・

【保護者調查】

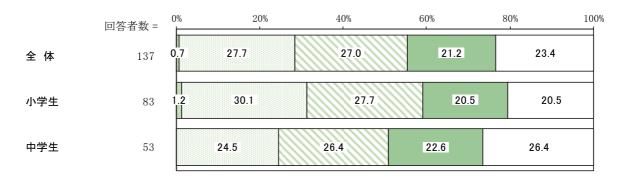
① 保護者が子どもに受けさせたい教育段階について

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「高校」「短大・高専・専門学校」の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「高校」の割合が高くなっています。

保護者が子どもに受けさせたい教育段階について

【年代(生活困難層)】



【年代(非生活困難層)】



□ 中学校□ 高校□ 短大・高専・専門学校□ 大学(4年制)・大学院□ 無回答

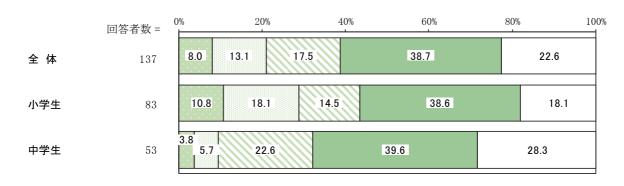
② 虐待の状況 (感情的に子どもを叩いてしまうことがあるか) について

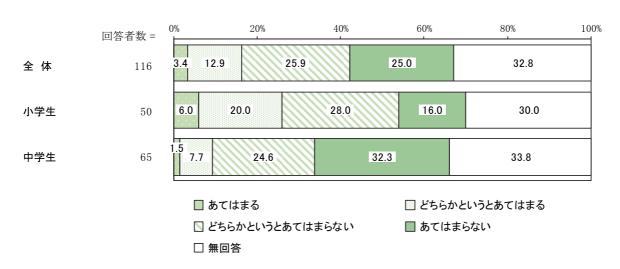
小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「どちらかというとあてはまらない」と「あてはまらない」をあわせた"あてはまらない"の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で"あてはまらない"の割合が高くなっています。

虐待の状況(感情的に子どもを叩いてしまうことがあるか)について

【年代(生活困難層)】





③ 保護者のストレスの状況(最近1か月間に、ストレスを感じたか)について

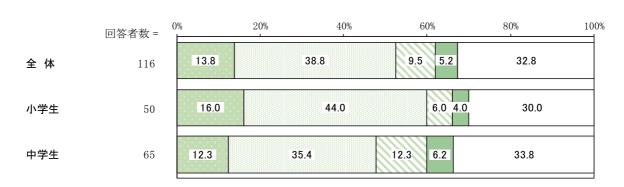
小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「あまり感じない」と「まったく感じない」をあわせた"感じない"の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「おおいに感じる」と「多少感じる」をあわせた"感じる"の割合が高くなっています。

保護者のストレスの状況(最近1か月間に、ストレスを感じたか)について 【年代(生活困難層)】



【年代(非生活困難層)】



□ おおいに感じる □ 多少感じる □ あまり感じない □ まったく感じない □ 無回答

④ 現在感じている悩みや不安について

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「経済的に困っている」「就職先がなくて困っている」「仕事と子育ての両立が困難である」「子どもをみてもらうところがない」「自分が精神的に不安定である」「自分の健康状態がよくない」の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「経済的に困っている」「子どもの教育(進学)やしつけのことで困っている」「自分が精神的に不安定である」の割合が高くなっています。

現在感じている悩みや不安について

【年代(生活困難層)】

単位:%

区分	回答者数(件)	経済的に困っている	就職先がなくて困っている	であるであるの両立が困難	がない子どもをみてもらうところ	家事の仕方がわからない	住むところに困っている	けのことで困っている子どもの教育(進学)やしつ	自分が精神的に不安定であ	もが情緒的に不安	できない親権や財産等の問題が解決	相談相手がいない	自分の健康状態がよくない	家族の健康状態がよくない	老後の生活設計について	ついて家族・親族等間の人間関係に	いて近隣・地域との人間関係につ	について 動務先での仕事や人間関係	その他	特に困っていることはない	無回答
全 体	137	35.0	5. 1	12.4	5.1	2.2	4.4	19.7	14.6	8.0	1.5	2.9	8.8	5. 1	16.1	4.4	1.5	9.5	1.5	13. 1	23.4
小学生	83	37.3	6.0	14.5	6.0	2.4	4.8	18.1	16.9	9.6	1.2	3.6	10.8	4.8	12.0	6.0	1.2	12.0	2.4	14.5	19.3
中学生	53	32.1	3.8	9.4	3.8	1.9	3.8	22.6	11.3	5. 7	1.9	1.9	5. 7	5. 7	22.6	1.9	1.9	5. 7	_	11.3	28.3

【年代(非生活困難層)】

単位:%

区分	回答者数(件)	経済的に困っている	就職先がなくて困っている		がない子どもをみてもらうところ	家事の仕方がわからない	住むところに困っている	けのことで困っている子どもの教育(進学)やしつ	自分が精神的に不安定であ	もが情緒的に不安	できない親権や財産等の問題が解決	相談相手がいない	自分の健康状態がよくない	家族の健康状態がよくない	老後の生活設計について	ついて家族・親族等間の人間関係に	いて近隣・地域との人間関係につ	つ務い先	その他	特に困っていることはない	無回答
全 体	116	13.8	ı	5. 2	_	1.7	0.9	13.8	5.2	3.4	_	2.6	6.0	3.4	19.8	3.4	0.9	6.0	1.7	22.4	35.3
小学生	50	12.0	l	6.0	_	1	l	22.0	6.0	6.0	_	1	4.0	6.0	18.0	4.0	2.0	10.0	2.0	24.0	32.0
中学生	65	15.4		4.6	_	3. 1	1.5	7.7	4.6	1.5	_	4.6	7.7	1.5	21.5	3. 1	_	3. 1	1.5	21.5	36.9

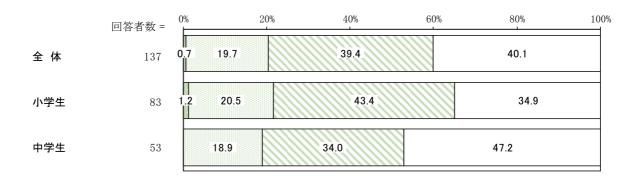
⑤ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用状況

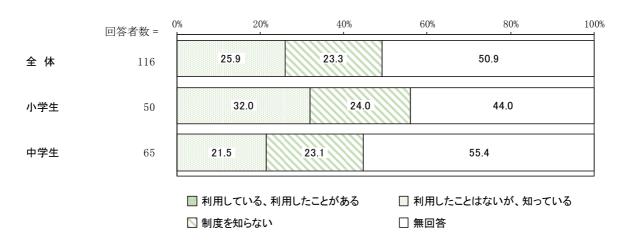
小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「制度を知らない」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「利用したことはないが、知っている」の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「制度を知らない」の割合が高くなっています。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用状況

【年代(生活困難層)】





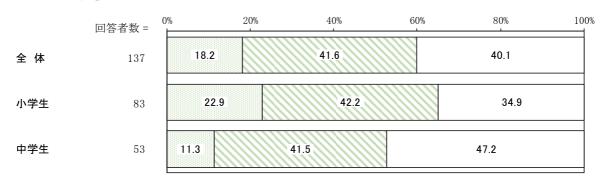
⑥ 生活福祉資金貸付金の利用状況

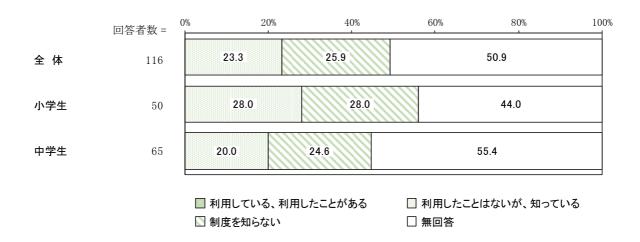
小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「制度を知らない」の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「制度を知らない」の割合が高くなっています。

生活福祉資金貸付金の利用状況

【年代(生活困難層)】





⑦ 子どもや保護者にとって、現在または将来的にあるとよいと思う支援

小学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」「家事援助」「低い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなところ)」「生活や就学のための経済的補助」「子どもが仲間と出会え、一緒に活動できるところ」「自然体験や集団遊びなど、多様な活動機会の提供」「地域における子どもの居場所の提供」「読み書き計算などの基礎的な学習への支援」「子育ての悩みなど、気軽に相談できるところ」の割合が高くなっています。

中学生保護者では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「家事援助」「低い家賃で住めるところ(寮や下宿のようなところ)」「生活や就学のための経済的補助」「地域における子どもの居場所の提供」「食事が食べられる地域の居場所」「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」の割合が高くなっています。

子どもや保護者にとって、現在または将来的にあるとよいと思う支援

【年代(生活困難層)】

単位:%

区分	回答者数(件)	もを預かる場やサービスの提供保護者が家にいないときに子ど	家事援助	下宿のようなところ)	生活や就学のための経済的補助	相談できるところ	活動できるところ子どもが仲間と出会え、一緒に	な活動機会の提供自然体験や集団遊びなど、多様	提供地域における子どもの居場所の	食事が食べられる地域の居場所	習への支援 読み書き計算などの基礎的な学	会社などでの職場体験等の機会	就労に関する支援仕事に就けるようにするための	できるところ子育ての悩みなど、気軽に相談	その他	特にない	よくわからない	無回答
全 体	137	29. 2	10.9	21. 2	44. 5	10. 2	21. 2	17. 5	18. 2	10. 2	18. 2	10. 2	9.5	10.9	2. 2	2. 9	5.8	24. 1
小学生	83	34. 9	13. 3	19. 3	44.6	9.6	25. 3	24. 1	19. 3	10.8	24. 1	12. 0	8.4	16.9	-	3.6	4.8	19.3
中学生	53	20.8	7. 5	24. 5	45. 3	11. 3	15. 1	7. 5	17. 0	9. 4	9.4	7. 5	11. 3	1. 9	5. 7	1. 9	7. 5	30. 2

単位:%

区分	回答者数(件)	もを預かる場やサービスの提供保護者が家にいないときに子ど	家事援助	下宿のようなところ)低い家賃で住めるところ(寮や	生活や就学のための経済的補助	相談できるところ	活動できるところ・一緒に	な活動機会の提供自然体験や集団遊びなど、多様	提供地域における子どもの居場所の	食事が食べられる地域の居場所	習への支援 読み書き計算などの基礎的な学	会社などでの職場体験等の機会	就労に関する支援仕事に就けるようにするための	できるところ子育の悩みなど、気軽に相談	その他	特にない	よくわからない	無回答
全 体	116	19.0	2.6	11. 2	22.4	9.5	16. 4	14. 7	10. 3	3. 4	12.9	8.6	10.3	5. 2	2.6	6.0	2.6	36. 2
小学生	50	20.0	6.0	8.0	20.0	10.0	20.0	16. 0	14. 0	6.0	16.0	12.0	16.0	6.0	4.0	10.0	2. 0	32. 0
中学生	65	18. 5	_	13.8	24. 6	9. 2	13.8	13. 8	7. 7	1.5	10.8	6. 2	6. 2	4. 6	1. 5	3. 1	3. 1	38. 5

【子ども調査】

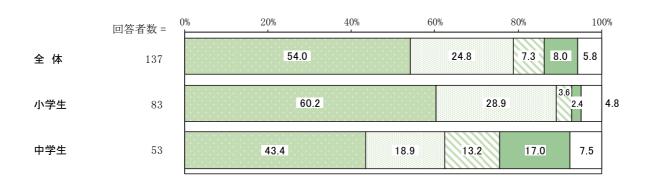
① 朝食の摂取状況

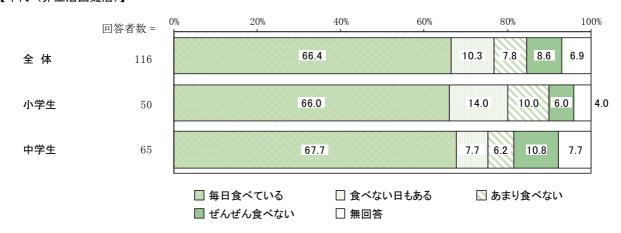
小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「食べない日もある」の割合が高くなっています。

中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「食べない日もある」「あまり食べない」「ぜんぜん食べない」の割合が高くなっています。

朝食の摂取状況

【年代(生活困難層)】





② 起床時間(平日ほぼ同じ時間に起きているか)について

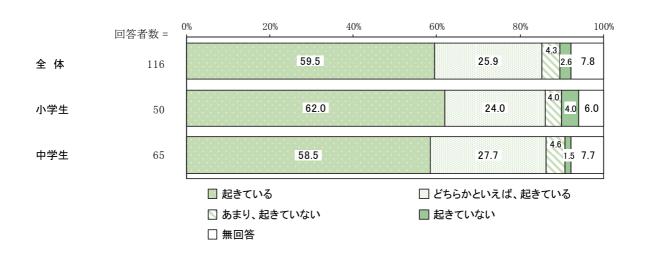
小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「あまり、 起きていない」と「起きていない」をあわせた"起きていない"の割合が高くなって います。

中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で"起きていない"の割合が高くなっています。

起床時間(平日ほぼ同じ時間に起きているか)について

【年代(生活困難層)】





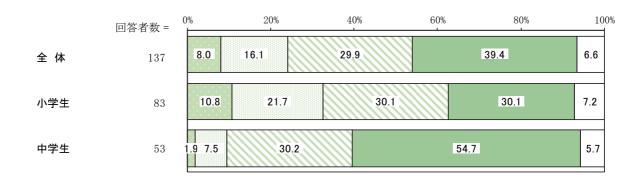
③ むし歯の有無について

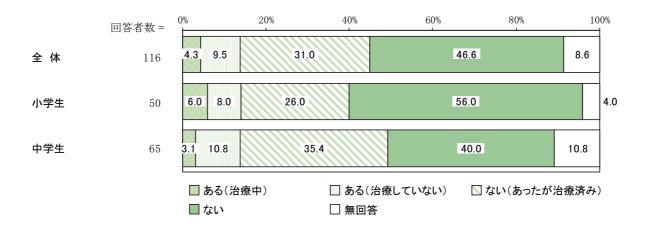
小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「ある(治療中)」と「ある(治療していない)」をあわせた"ある"の割合が高くなっています。

中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「ない(あったが治療済み)」と「ない」をあわせた"ない"の割合が高くなっています。

むし歯の有無について

【年代(生活困難層)】





④ 勉強する環境(家では、落ち着いて勉強ができないか)について

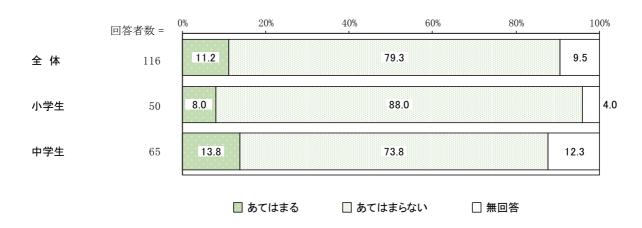
小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「あてはまる」の割合が高くなっています。

中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「あてはまらない」の割合が高くなっています。

勉強する環境(家では、落ち着いて勉強ができないか)について

【年代(生活困難層)】





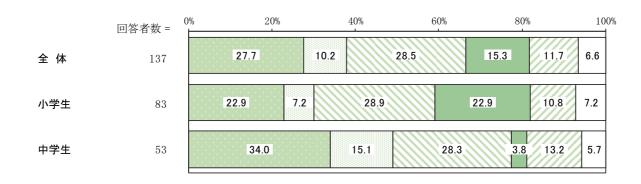
⑤ 将来どの学校まで進学したいかについて

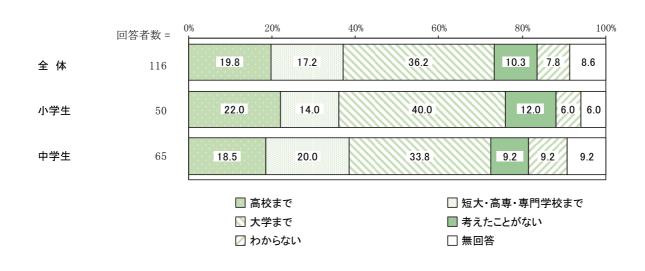
小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「考えたことがない」の割合が高くなっています。

中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「高校まで」の割合が高くなっています。一方、生活困難層に比べ、非生活困難層で「大学まで」「考えたことがない」の割合が高くなっています。

将来どの学校まで進学したいかについて

【年代(生活困難層)】





⑥ 進学に関する不安について

小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「自分で 決断する自信がない」の割合が高くなっています。

中学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「学力が足りない」の割合が高くなっています。

進学に関する不安について

【年代(生活困難層)】

単位:%

区分	回答者数(件)	学力が足りない	ないかもしれない 分の希望がかなわ 経済的な理由で自	つからない	信がない	その他	わからない	無回答
全 体	137	54. 0	9. 5	13. 1	24. 1	2. 9	21. 2	7. 3
小学生	83	41. 0	9. 6	12. 0	25. 3	1. 2	27. 7	7. 2
中学生	53	73. 6	9. 4	15. 1	22.6	5. 7	11. 3	7. 5

【年代(非生活困難層)】

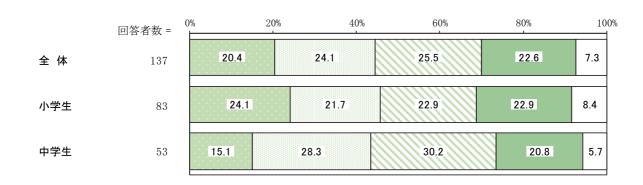
単位:%

区分	回答者数(件)	学力が足りない	ないかもしれない分の希望がかなわ経済的な理由で自	つからない	信がない	その他	わからない	無回答
全 体	116	50. 9	12. 9	17. 2	22. 4	5. 2	19. 0	9. 5
小学生	50	38. 0	12. 0	12. 0	20. 0	4. 0	30.0	6. 0
中学生	65	61. 5	13.8	21.5	24. 6	6. 2	10.8	10.8

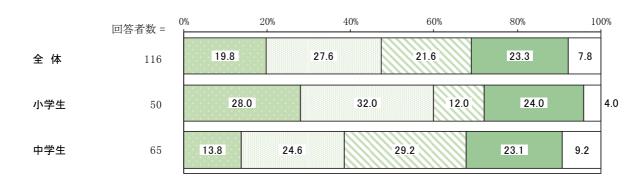
⑦ 自己肯定感(自分の長所、短所含めて自分のことが好きか)について 小学生では、生活困難度別でみると、非生活困難層に比べ、生活困難層で「そう思う」と「ややそう思う」をあわせた"そう思う"の割合が低くなっています。 中学生では、生活困難度別でみると、大きな差異はみられません。

自己肯定感(自分の長所、短所含めて自分のことが好きか)について

【年代(生活困難層)】



【年代(非生活困難層)】



■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない □ 無回答

3 川崎町の貧困対策に取り組む上での課題

生活実態調査からみえてきた現状を踏まえ、貧困対策に取り組む上での課題を「子 ども」「親」「環境」の3つの視点で整理しました。

(1)困難な状況にある子どもの状況・・・・・・

子どもの生活習慣について、生活困難層では、朝食の欠食がみられることや起床時間が遅いこと、虫歯がある子どもが多いなど、生活習慣が乱れている子どもが多くみられます。一方、保護者の就労状況をみると、生活困難層では家庭の状況により生活習慣の乱れに影響していることが、うかがわれます。

また、生活困難層の小学生では、自分のことが好きだと思わない子どもが多くみられます。国においても、自己肯定感や自己効力感など意識の面で課題を抱えている子どもでは、地域に相談できる大人の不在が多くみられることから、地域でのつながりや居場所づくりをすすめ、地域の大人との関わる機会を提供することが重要です。

生活困難層では、勉強がわからない子どもの割合が高く、家では落ち着いて勉強できない子どもが多くなっています。進学についての希望をみると、生活困難層では中学生では「高校まで」と考える子どもが多く、その理由としては「学力が足りない」ことが大きく影響しています。

また、経済的に困難な環境に置かれている子どもは、周りが気づきにくい様々な理由で、学習環境、生活環境が阻害されていることがあり、学校内外で子どもが落ち着いて学習できる環境を整えることや、適切なアドバイスを与えてくれる他者と接する機会を通じて、学習だけではなく、生きる力を身に付けることも重要となっています。

そのため、子どもが安心して学習ができる環境づくりを行っていくためにも、放課 後の子どもの居場所や学習支援の取り組みを充実・強化していく必要があります。

(2) 親自身の状況・・・・・

生活困難世帯では働いていない世帯や、不安定な就労形態の人の方が多い現状があります。非正規雇用など、就業の困難や不安定さが生活困難の背景のひとつになっており、就業支援等の取り組みが必要です。

子育てに対する意識として、生活困難世帯、非生活困難世帯で、子育てに対する否定的な意識に大きな差はみられないものの、生活困難世帯では子どもを叩いてしまう親が多くみられ、子どもの家庭環境に問題がみられます。また、生活困難世帯ほど、子どもの将来に悲観的な人が多い状況がみられました。

保護者の健康状態については、生活困難世帯、非生活困難世帯で大きな差はみられませんでしたが、生活困難世帯では心のケアが必要な保護者の割合が高くなっています。

また、生活困難層の困りごととして「就職先がなくて困っている」「仕事と子育ての両立が困難である」「子どもをみてもらうところがない」など、行政や社会が支援できる課題については、保護者等の就労に向けて支援できるような体制づくりや情報提供の充実、資格取得のためのサポートを行うとともに、支援を求めている保護者等と支援機関がつながりやすくなる取り組みをすすめることが必要です。

(3) 子どもを取り巻く環境の状況・・・・・

制度の対象になると考えられる母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金 の認知度が生活困難世帯でも低くなっており、制度の認知度が低い状況です。支援が 必要な家庭に対し、制度の利用が進むように制度の周知を行うことが必要です。

生活困難世帯では子どもの年齢に問わず、持ち家世帯が少なく、住まいや、経済的 な補助を求める割合が高くなっています。特に就学前の子どもの場合、生活困難世帯 で経済的な補助、就労の支援を求める割合が高くなっています。

生活困難世帯では、経済的に困難を抱えている家庭が多く、地域との関わりが希薄であり社会で孤立する状況がみられます。

大人も子どもも、厳しい困窮状況に置かれた世帯では、他の人に相談したり、助けを求めたりできないことが多くみられます。問題を抱える生活困難世帯においては、いざとなったときの相談相手は特に重要であり、地域とのつながりの確保や積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかける、いわゆるアウトリーチの支援も含めた相談窓口の充実が必要です。また、行政等の相談窓口などの場所だけではなく、子どもが安心して利用することができる場所等の気軽に話ができる場も重要となります。

子どもの貧困問題は、複雑に問題が絡み合っており、1つの機関だけでは対応できないことが多いため、すべての子どもが安心して成長し、自立していけるよう、子どもの支援に係る関係機関が連携し、教育、福祉、医療、就労、住宅など、子どもやその子どもを支える保護者の支援に関わる各分野の行政機関の間の切れ目を無くし、子どもの自立に向けた継続的かつ包括的な支援を行っていく必要があります。

第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。その子どもたちが健やかに育つとともに、自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓く力を育むことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

しかし、子どもたちの未来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくなく、川崎町においても生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生



活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係しています。

本計画では、川崎町に暮らす子どもたちの未来をより一層輝かしいものとするために、すべての子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指し、以下の理念を掲げます。

すべての子どもが健やかに育ち、 夢に向かって羽ばたけるまちをめざして



2 基本目標

基本理念である「すべての子どもが健やかに育ち、夢に向かって羽ばたけるまちをめざして」を実現していくため、「教育支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」を柱として、子どもの未来を応援する施策を展開します。

(1) 教育支援 • • • • •

子どもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、将来の夢や志をもち、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力などをつちかうことが必要です。

これらを踏まえ、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の教育に関する支援を行います。また、地域の資源を活かし、行政、教育関係者、ボランティア等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感を高める取り組みを推進します。

(2) 生活支援 • • • • •

子育て家庭が、妊娠・出産、子育て期を通じて、適切な助言やサービスを受けることができ、子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう支援していくことが必要です。

これらを踏まえ、貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ること のないよう、生活に関する相談に応じ、適切なサービスにつなげるなど、生活に関する支援のために必要な施策を推進します。

(3) 就労支援 • • • • •

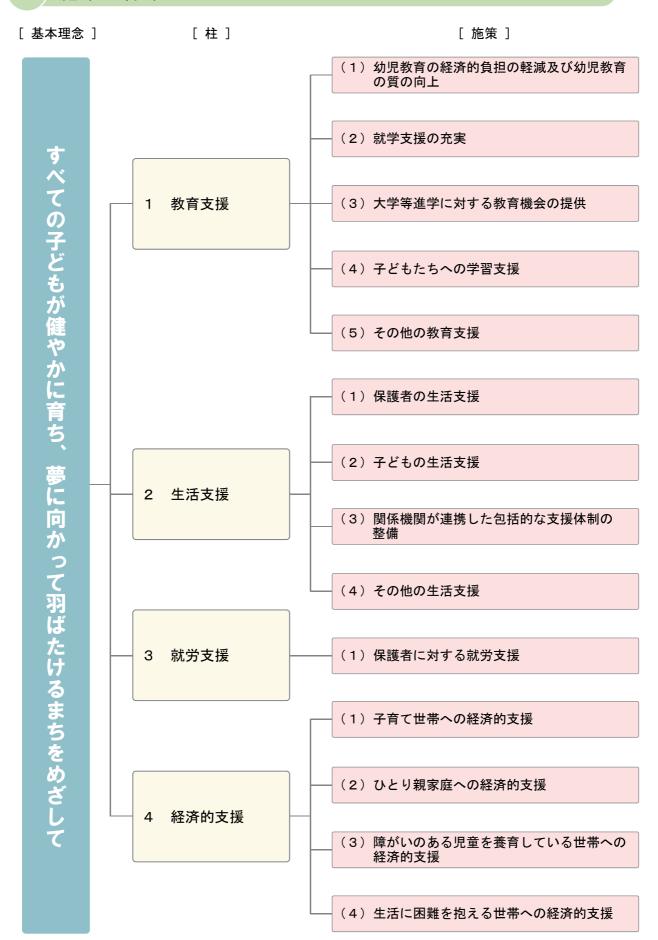
保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であるだけでなく、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められています。これらを踏まえ、保護者に対する職業訓練の実施、就職の斡旋、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を推進します。

(4)経済的支援 • • • • •

子どもの貧困対策をすすめるにあたり、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた形で、世帯の生活の基礎を支援していく必要があり、経済的支援に関する施策については子どもの貧困対策の重要な条件として、確保していく必要があります。

これらを踏まえ、ひとり親家庭や障がいのある人、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策を推進します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

柱 I 教育支援

施策(1)幼児教育の経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上・・・

幼稚園・保育所・認定こども園の利用料の負担軽減を図るとともに、各種研修等を

実施し、幼児教育・保育の質の向上を目指します。



【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
0~2歳児保育料 無償化	国が実施する保育料無償化では、年齢や所得の制限が あるものを、川崎町独自ですべての児童の保育料を無 償化しています。	福祉課
3歳~5歳児の副食費の助成	国の保育料無償化に伴い、自己負担となった副食費分を川崎町独自で助成しています。	福祉課
幼児教育・保育の質の向上	教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保を検討します。一定の施設基準を満たす認可外保育施設については、運営費等の支援を検討していきます。	教務課 福祉課

施策(2)就学支援の充実・・・・・

経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対し、教育費等を援助します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
就学援助制度	川崎町立の小中学校就学児童・生徒のうち生活困難な 家庭に対する義務教育活動扶助費の援助をしていま す。	教務課

施策(3)大学等進学に対する教育機会の提供・・・・・・

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、学生の修学を支援します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
給付型奨学金	大学等へ進学する人で、学業成績優秀であり且つ生計 の苦しい人を優先に、町が奨学金を給付しています。	教務課
川崎町育英資金貸付 事業	学業優秀で高等学校以上の学校に進学する生徒で学 費の支弁が困難と認められる者に対し、学資を貸与し ています。	教務課

施策(4)子どもたちへの学習支援・・・・・・

児童生徒を対象に、気軽に通うことのできる学習の場を提供し、経済的負担の重さから進学を断念することなく、十分な教育が受けられるよう、教育環境の充実を図ります。

また、子どもに対する学習支援とともに、地域資源を活用し、居場所づくりとしても位置づけます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
学びっこ教室	各小学校の放課後に教員、保護者、地域の方による学 習支援を実施しています。	教務課
土曜の風	小学生を対象に福岡県立大学生が講師となり、基礎学 習定着を目的とした無料学習塾を実施しています。	教務課
チャレンジ教室	各小学校の放課後に教職員や、地域の方による学習支援を実施しています。	教務課
学習補助教材支給	小中学生へドリル等の補助教材を支給し、学習支援・ 経済的支援を行っています。	教務課
中学校課外授業	各中学校の放課後に、教員や福岡県立大学生による学 習支援を実施しています。	教務課

施策(5) その他の教育支援・・・・・

支援が必要な児童に対する相談体制を充実するとともに、子どもの権利を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び子どもの健やかな成長を、守っていきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
就学相談	さまざまな原因により、言語、情緒などの精神面、 知的面、身体面などに不安のあるお子さんの就学に ついて、就学相談を行っています。	教務課
川崎町子どもの権利 条例	条例を制定し、「子どもの権利相談員」を置き、子どもに関する相談・助言・支援を行っている。「子どもの権利救済委員」を置き、子どもの権利侵害に対して救済・権利の回復の支援・助言を行っています。	健康づくり課
放課後子供教室	福岡県が推進する「地域学校協働活動事業」を活用して地域ぐるみで子どもを育て、地域で遊ぶ子どもたちの姿を取り戻すことを目的に、子どもの居場所づくりやさまざまな体験活動を行っています。	社会教育課

【 県の主な取り組み 】

・教育相談(子どもホットライン24)

学校生活のこと、学習のこと、親子関係のこと、友達関係やいじめのことなど、 悩んでいることや困っていることに電話等で相談に応じています。

電話による相談 24時間対応

面接による相談 9時~17時

問い合わせ先 筑豊教育事務所

柱 Ⅱ 生活支援

施策(1)保護者の生活支援・・・・・・

ひとり親家庭等において、適切な関係機関につなぐことにより、効果的な支援や、家庭生活支援員の派遣など、生活の安定を支援します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
ひとり親家庭等日常 生活支援	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方で、一時的な理由で、 日常生活に支援を必要としている家庭に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣して、生活援助・子育て支援 のサービスを提供する制度があります。	健康づくり課 社会福祉 協議会

施策(2)子どもの生活支援・・・・・

乳幼児期は、子どもの健やかな発育、発達や健康の基盤が作られ、食習慣や生活習慣の形成に重要な時期です。園、学校や地域と連携し、食育の取り組みなどを通して、子どもの発育状況、栄養状態を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
乳幼児期の栄養指導	乳幼児の健やかな成長発達を促すため、管理栄養士が 面談や電話、訪問を行い、栄養指導を行っています。	健康づくり課
乳幼児期の保健指導	乳幼児の健やかな成長発達を促すため、保健師が面談 や電話、訪問を行い、保健指導を行っています。	健康づくり課

施策(3)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備・・・・・・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
妊娠期からのケア・ サポート事業	健康や生活の不安等の問題を持つ妊婦等について、医療機関と連携して早期に把握し、家庭訪問等による支援を行っています。	健康づくり課
産前・産後サポート 事業	妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、専門職 等が不安や悩みを傾聴し、相談支援を行っています。	健康づくり課
産後ケア事業	出産後、家族等から支援を受けることが難しく、また 育児や体調に不安がある方を対象に、産科の医療機関 や助産院などで支援を行っています。	健康づくり課
妊産婦・新生児等訪問 指導	ケア・サポート事業や母子健康手帳交付時等に把握し た妊産婦・新生児に対し、保健師等が訪問をし、妊婦、 出産、育児等に必要な指導を行っています。	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を対象に、 第1子目は保健師と子育て支援係の職員、第2子目以 降は保健師と管理栄養士等が訪問を行い子育て支援 を行う。また訪問時に、全ての母親を対象に産後うつ スクリーニングを実施し、必要時適切な支援につない でいます。	健康づくり課
こころの相談事業	児童・妊産婦、その他こころの悩みのある39歳以下 を対象に、年に6回、日時予約制にて臨床心理士によ る個別相談を実施しています。	健康づくり課
子ども発達相談事業 (ひまわり)	未就学の子どもの行動や発達等において専門家が相 談対応を行い、健やかな子どもの成長発達を促してい ます。	健康づくり課
子ども発育相談事業	子どもの行動や発達等において専門家が相談対応を 行い、健やかな子どもの成長発達を促しています。	健康づくり課
養育支援訪問事業	特に支援を必要とする妊婦や児童に対し、訪問を行い 相談対応や支援を行っています。	健康づくり課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進を図り、疾病や発育発達及び 育児環境上の問題を早期発見し、適切な支援を行うこ とを目的に、健康診査を行っています。	健康づくり課
要保護児童対策地域協 議会	要保護児童等の適切な保護を図るための情報交換並 びに関係機関の連携及び協力の推進を行っています。	健康づくり課

施策(4)その他の生活支援・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、県と連携しながら、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【県の主な取り組み】

・ひとり親家庭相談

母子・父子家庭等の生活や自立に関する相談を受付けています。 問い合わせ先 福岡県田川保健福祉事務所

・ひとり親家庭の県営住宅の優遇措置 住宅にお困りのひとり親家庭の方を対象とした県営住宅の優遇制度があります。 問い合わせ先 県営住宅供給公社/各管理事務所

柱 皿 就労支援

施策(1)保護者に対する就労支援・・・・・・

就職を希望する子育で中の保護者を支援するため、国や県と連携しながら、相談体制や就労支援の充実に努めます。

【 国の主な取り組み 】

・マザーズコーナー

母子家庭の母、父子家庭の父、子育てと仕事の両立を希望する方、子育て等でブランクのある方などを対象とし、求職の相談や求職活動に役立つセミナーを行っています。

問い合わせ先 ハローワーク田川 (田川公共職業安定所)

【 県の主な取り組み 】

子育て女性就職支援センター

就職を希望する子育で中の女性を対象に、就業相談・情報提供・求人開拓・就職先企業の紹介、 就職後のフォローなど、きめ細やかな支援を行っています。

問い合わせ先 筑豊労働者支援事務所 子育て女性就職支援センター

ひとり親サポートセンター

経験豊富な就業支援相談員が、ひとり親家庭の母、父や寡婦の方の就職のお手伝いをしています。また、「ハローワーク」の担当職員と全面的にタイアップし、ご本人の希望や技能に基づき、最も適切な仕事に就けるようお手伝いしています。

問い合わせ先 福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚ブランチ

柱 Ⅳ 経済的支援

施策(1)子育て世帯への経済的支援・・・・・・

子育て世帯の経済的負担軽減に加え、子どもたちが、必要な医療を受けることで、 乳幼児の健全な育成及び児童福祉の向上につなげます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
子どもの医療費の助成	子どもの健康を保持増進するために、中学校3年生まで子どもにかかる健康保険が適用される医療費の 負担額全額を助成しています。	福祉課
未熟児養育医療費の給 付	養育のため病院または、診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付をしています。	福祉課
病児病後児保育利用時 作成料助成	田川市病児病後児保育室「ひまわり」を利用する保 護者に「田川市病児病後児保育室医師連絡票」の作 成料を町が助成しています。	福祉課
風しんの予防接種費用 助成	妊婦の風しん感染、赤ちゃんの先天性風しん症候群 を予防するため、風しん予防接種の助成をしていま す。	健康づくり課

施策(2)ひとり親家庭への経済的支援・・・・・・

父母の離婚、父母の死亡などによって、父母と生計を同じくしていない児童が適切 な医療を受けられるよう経済的負担軽減を行います。

また、国と連携しながら、生活の安定を図り、自立促進に努めます。

さらに、ひとり親を支援するため、県と連携しながら、修学資金、生活資金などの 支援や、ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している、相談支援につなげ ていきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
ひとり親家庭等医療費 助成制度	母子家庭・父子家庭・父母がいない・父(母)が重度 障がいの家庭の医療費を助成する制度です。児童が1 8歳になる年度末まで、健康保険が適用される医療費 の一部を助成しています。(中学3年生までは自己負 担はありません。)	福祉課

【 国の主な取り組み 】

• 児童扶養手当

【県の主な取り組み】

·母子·父子·寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母とその子、父子家庭の父とその子、寡婦の方に修学資金、就学支度資金、修学資金 就職支度資金などの貸付申請を受付けています。申請に対して審査のうえ貸付を行っています。 問い合わせ先 田川保健福祉事務所

ひとり親サポートセンター

養育費専門相談員による電話相談の受付け、弁護士による年12回の電話相談 弁護士相談クーポン(一時間無料相談券)の配布を行い、相談利用者に後日電話し、状況を確認 しています。また、状況に応じて法テラスの利用を勧めることも行っています。

問い合わせ先 福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚ブランチ

施策(3)障がいのある児童を養育している世帯への経済的支援・・・・

障がいのある20歳未満の児童が適切な医療を受けられるよう経済的負担軽減を行います。

また、国と連携しながら、生活の安定を図り、自立促進に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
障がい児自立支援医療 (育成医療)の給付	身体に障がいがある、あるいは医療を行わないと障がいが残る可能性がある病気にかかっている18歳未満のお子さんが、指定自立支援医療機関で健康保険の対象となる治療を受けるときに、医療費を助成しています。	福祉課

【 国の主な取り組み 】

特別児童扶養手当

知的・精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に 支給されます。

施策(4)生活に困難を抱える世帯への経済的支援・・・・・・

日常生活に困っている方への相談支援をはじめ、各種資金の貸付け等の経済的支援を行います。

高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもを支援するため、県と連携しながら、進学支援の充実に努めます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要	主担当課
生活福祉資金の貸付 (県社協事業の一部受 託)	低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援しています。	社会福祉 協議会

【 県の主な取り組み 】

• 進学準備給付金

生活保護世帯の子どもが大学や短大、専門学校に進学する際、自宅で親と同居する場合は10万円、親元を離れる学生には30万円が支給されます。

問い合わせ先 田川保健福祉事務所

第5章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「川崎町子ども・子育て会議」において、施策の実施状



況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討し取り組みを行いたいと思います。



2 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに関係する町民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、町民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と幼稚園、保育 園、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。



参考資料

1 川崎町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 9 日 条例第 52 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条 第 1 項の規定に基づき、川崎町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務)

第2条 子育て会議は、町長から意見を求められた時に、法第77条第1項各号に揚げる次の事項を審議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項を 処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

- 第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号において「子ども・子育て支援)という。)に関し学識経験のある者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子どもの保護者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

- 第5条 町長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干名を置くことができる。
- 2 臨時委員は、町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。 (委員長及び副委員長)
- 第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、健康づくり課において処理する。

(平成31年3月14日•一部改正)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月14日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 川崎町子ども・子育て会議 委員名簿

委員任期期間:平成30年4月1日~令和2年3月31日 臨時委員任期期間:平成31年4月1日~令和2年3月31日

氏	名	団体名等	役職等	備考
中村	晋介	有識者	福岡県立大学准教授	委員長
盛坪	桂子	子育て支援ボランティア 団体	会員(おはなし広場「もこもこ」)	副委員長
鶴田	延秀	有識者	福岡県立川崎特別支援学校 教諭	委員
松岡	久代	川崎町私立保育園連盟	代表(緑保育所長)	委員
金髙	智典	川崎町中学校長会	代表(川崎町立鷹峰中学校長)	委員
金子	祥二	川崎町小学校長会	代表(川崎町立真崎小学校長)	委員
栗林	秀幸	川崎町要保護児童対策 地域協議会	会長(川崎町立池尻中学校長)	委員
中村	香代子	川崎町民生委員·児童 委員協議会	川崎町主任児童委員	委員
林	智明	川崎町学童クラブ運営 委員会連絡会	会長(川崎東小学童クラブ会長)	委員
宗吉	弘行	子育て中の家庭 (中学校PTA)	代表(川崎町立川崎中学校 PTA 会長)	委員
行實	菊美	子育て中の家庭 (幼稚園)	代表(川崎幼稚園後援会長)	委員
野村	由季	子育て中の家庭 (保育園)	代表(同和保育所守る会長)	委員
竜円 貞	貴和子	川崎町立川崎幼稚園	園長	委員
樋口る	まゆみ	川崎町立同和保育所	所長	委員
梅田	浩一	臨時委員	課長(福祉課)	臨時委員
福島	昌美	臨時委員	企画調整係長(企画情報課)	臨時委員
久保山	恵美子	臨時委員	教務係長(教務課)	臨時委員
工藤 ፤	真奈美	臨時委員	主任主事(社会教育課)	臨時委員

3 川崎町子どもの未来応援計画策定部会 委員名簿

氏 名	団体名等	役職等	備考
中村 晋介	有識者	福岡県立大学准教授	部会長
金子 祥二	川崎町小学校長会	代表(川崎町立真崎小学校長)	副部会長
鶴田 延秀	有識者	福岡県立川崎特別支援学校 教諭	部会員
中村 香代子	川崎町民生委員·児童 委員協議会	川崎町主任児童委員	部会員
林 智明	川崎町学童クラブ運営 委員会連絡会	会長(川崎東小学童クラブ会長)	部会員
宗吉 弘行	子育て中の家庭 (中学校PTA)	代表(川崎町立川崎中学校 PTA 会長)	部会員
野村 由季	子育て中の家庭 (保育園)	代表(同和保育所守る会長)	部会員
樋口 まゆみ	川崎町立同和保育所	所長	部会員
梅田 浩一	臨時委員	課長(福祉課)	部会員
久保山 恵美子	臨時委員	教務係長(教務課)	部会員

4 計画策定経過

開催日時	検討内容
平成 31 年 2 月 26 日	平成30年度第2回子ども・子育て会議 ・民間保育園1園の定員変更について ・子ども・子育て支援事業計画策定アンケート、子どもの未来応援 計画策定アンケートの進捗状況等
令和元年6月21日	令和元年度第1回子ども・子育て会議 ・第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画策定及び川崎町子ど もの未来応援計画策定のためのニーズ調査の分析報告 ・第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画策定及び川崎町子ど もの未来応援計画策定の部会設置(2部会制提案)
令和元年7月24日	令和元年度第2回子どもの未来応援計画策定部会 ・川崎町子どもの未来応援計画骨子(案)及びニース調査結果等から見た課題
令和元年8月30日	令和元年度第2回子どもの未来応援計画策定部会 ・川崎町子どもの未来応援計画骨子(案)及び川崎町子どもの未来 応援計画(案)
令和元年9月26日	令和元年度第3回子どもの未来応援計画策定部会 ・川崎町子どもの未来応援計画骨子(案)及び川崎町子どもの未来 応援計画(案)
令和元年 10 月 23 日	令和元年度第4回子どもの未来応援計画策定部会 ・川崎町子どもの未来応援計画骨子(案)及び川崎町子どもの未来 応援計画(案)
令和元年11月27日	令和元年度第2回子ども・子育て会議 ・第2期川崎町子ども・子育て支援事業計画骨子(案)及び第2期 川崎町子ども・子育て支援事業計画(案)の報告 ・川崎町子どもの未来応援計画骨子(案)及び川崎町子どもの未来 応援計画(案)の報告

5 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)

第一章

総則(第一条一第七条)

第二章

基本的施策(第八条—第十四条)

第三章

子どもの貧困対策会議(第十五条・第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在 及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを 旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずること により、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、 推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。平成二十五年法律第六十四号 平成二十五年法律第六十四号

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつ つ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する 大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

- 2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- ー 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進 学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該 指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上 に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子ども の貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項
- 3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。
- 6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援

助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策 を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の 状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議(以下「会議」という。) を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び 子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第 二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成 し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども 及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関 係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

- 第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 相談先一覧

窓口名	実施内容	住 所	連絡先
筑豊教育事務所	・教育相談(子ども ホットライン24)	〒820-0003 飯塚市立岩1401-2	Tel: 0 9 4 8 - 2 5 3 4 3 4
田川保健福祉事務所	・ひとり親家庭相談 ・母子・父子・寡婦 福祉資金貸付制度 ・進学準備給付金	〒825-8577 田川市大字伊田3292-2 (田川総合庁舎)	Tel: 42-9315
福岡県住宅供給 公社 (筑豊管理事務 所)	・ひとり親家庭の県 営住宅の優遇措置	〒820-0040 飯塚市吉原町6-1 (あいタウン3階)	Tel: 0948-21 3232
ハローワーク田川 (田川公共職業 安定所)	・マザーズコーナー	〒826-8609 田川市弓削田184-1	Tel: 44-8609 Fax: 46-1729
子育て女性就職 支援センター	・子育て女性就職支援	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 (飯塚総合庁舎別館2階 筑豊労働者支援事務所内)	Tel: 0948-22 1681
福岡県ひとり親 サポートセンタ 一飯塚ブランチ	・就業支援相談員に よるサポート・養育費専門相談員 によるサポート等	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 (飯塚総合庁舎2階 福岡県嘉 穂・鞍手保健福祉環境事務所 内)	Tel: 0 9 4 8 - 2 1 0 3 9 0 Fax: 0 9 4 8 - 2 1 0 3 9 1
社会福祉法人 川崎町社会福祉 協議会	・生活福祉資金の貸付 (県社協事業の 一部受託)	〒827-0004 川崎町大字田原804番地	Tel: 72-5244 Fax: 72-5242
川崎町役場	教育支援生活支援経済的支援	〒827-8501 川崎町大字田原789番地の2	Tel: 72-3000 Fax: 72-6453

(令和2年3月末現在)

川崎町子どもの未来応援計画

発行年月 令和2年3月 編集・発行 川崎町役場 〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原789番地の2 TEL 0947-72-3000(代表) FAX 0947-72-6453